

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年11月20日
【計算期間】	第20特定期間（自 2023年2月21日 至 2023年8月21日）
【ファンド名】	米国エネルギー・ハイインカム・ファンド
【発行者名】	ソシエテ・ジェネラル・オスマン・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ロジャー・ステファン・サージ・クラウド
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル
【事務連絡者氏名】	伊藤 妙子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル
【電話番号】	03-6777-6900
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

「SGI PGS MLP Top 20 Index」（以下、「MLP指数」といいます。）のパフォーマンスにより価格および償還価額が変動する性質を有する米ドル建て債券（以下、「パフォーマンス連動債」といいます。）へ投資を行うことにより、MLP指数の投資成果を獲得することを目的とします。

②信託金の限度額

200億円とします。

③ファンドの基本的性格

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類の属性区分に該当します。

商品分類表（該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信 追加型投信	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 資産複合

該当する商品分類の定義について

項目	該当分類	分類の定義
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海 外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表（該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替 ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含、日本)	あり
債券 一般	年2回	北米	
公債	年4回	欧州	
社債	年6回 (隔月)	アジア	
その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	オセアニア	
不動産投信	日 々	中南米	なし
その他資産 (投資信託証券(株式(一 般)))	その他 ()	アフリカ	
資産複合 ()		中近東 (中東)	
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜属性区分表（網掛け表示部分）の定義＞

項目	該当分類	分類の定義
投資対象資産	債券 その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年4回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記の商品分類および商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。なお、上記以外の用語の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

④ファンドの特色



MLP指数の投資成果獲得を目的とするパフォーマンス連動債への投資を通じて、今後も成長が期待されるエネルギー関連のインフラ事業に投資するMLPに実質的な投資を行います。

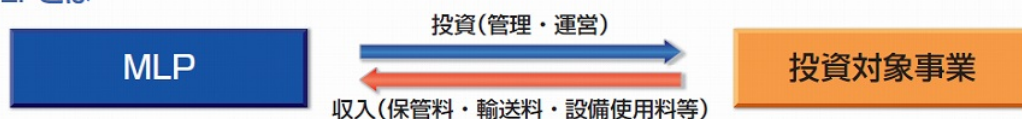
- 当ファンドでは、「ファンドの特色2」に記載の観点から銘柄を選ぶことにより、今後の成長と高い利回りが期待されるMLPへの実質的な投資機会をご提供します。



「SGI PGS MLP Top 20 Index」(「MLP指数」)は配当成長率の勢い(モメンタム)の観点から厳選された上位20銘柄のMLPに均等配分することにより構成される指数です。

- 米国の資産運用会社「パーカー・グローバル・ストラテジーズLLC」(以下、「PGS社」といいます。)とフランス最大級のユニバーサルバンク「ソシエテ・ジェネラル」が共同で開発したルールに基づき、原則として四半期毎に指数の構成銘柄の見直しを行います。

MLPとは



- MLP(マスター・リミテッド・パートナーシップ)は、1980年代に米国で誕生した共同投資事業形態の一つで、その出資持分は米国の金融取引所等に上場して取引されています。
- MLPの多くは、主として天然資源等の採掘、パイプラインや貯蔵施設等のエネルギー関連事業に投資を行い、それらの施設等の利用料等を収益源としています。中でも、パイプライン等の川中事業を行うものが多く存在します。
- 通常、四半期ごとに収入の多くを投資家に分配しています。

出所: PGS社の情報をもとにソシエテ・ジェネラル・オスマン・マネジメント株式会社作成



年4回の決算時に、収益の分配を行います。

- 毎年2月、5月、8月および11月の各20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。



※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※ 毎決算時に必ず分配を行うものではなく、分配対象額が少額の場合等には分配を行わない場合があります。



外貨建資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

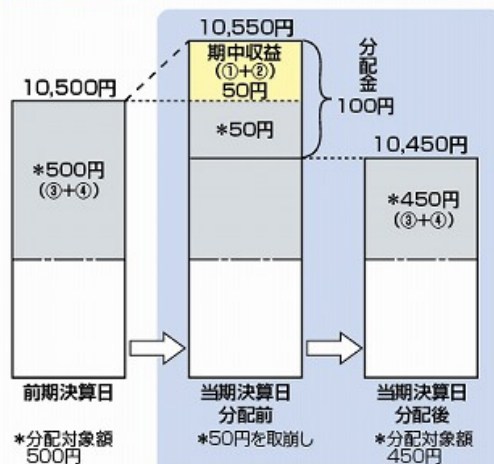
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



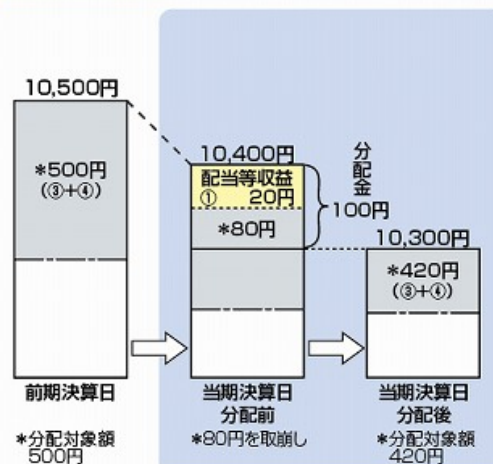
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（決算期中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）



（前期決算日から基準価額が下落した場合）



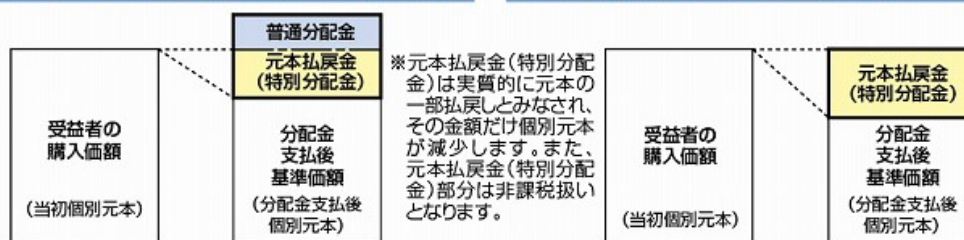
（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資家(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりや小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

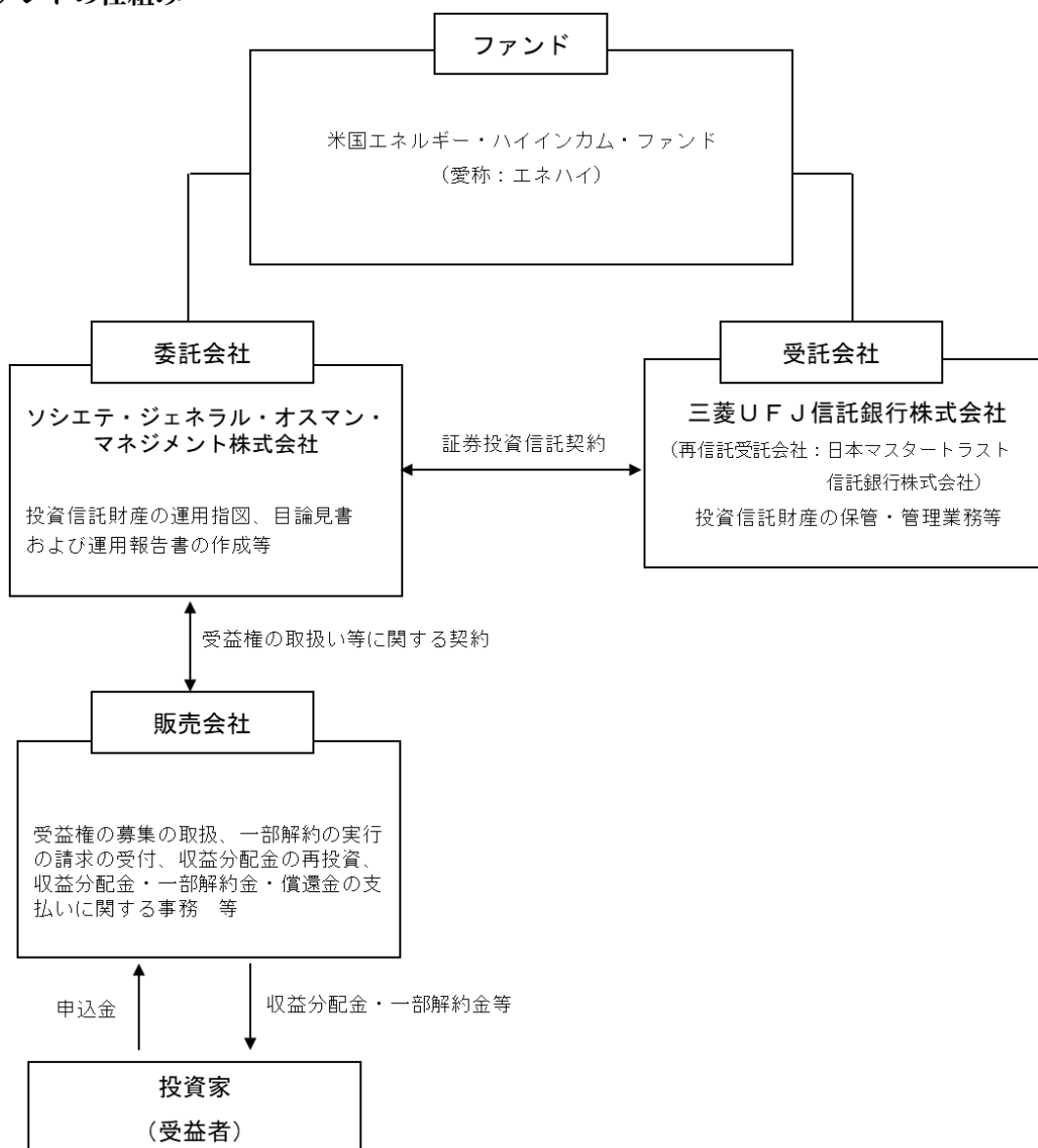
※ 普通分配金に対する課税については、後述「4.手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

2013年12月16日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



コデイス・セキュリティーズ・エス・エイにより発行されるパフォーマンス連動債に投資し、原則として高位に組み入れることにより、MLP指数の投資成果を獲得することを目的とします。



パーカー・グローバル・ストラテジーズ LLC(指数アドバイザー)

パーカー・グローバル・ストラテジーズLLC(「PGS社」)は、MLPを通じた上場米国エネルギーインフラへの直接投資に特化したオルタナティブ投資業務を行っております。また、PGS社はMLPや上場グローバル・インフラストラクチャー株式に関する指数を開発しています。

- ❁ 会社設立：1995年
- ❁ 登録：投資顧問業(米国コネチカット州)
- ❁ 事業目的：オルタナティブ投資の運用助言等
- ❁ 拠点：リッチモンド(米国バージニア州)
- ❁ 受賞歴：アキュイジション・インターナショナル誌 **ベスト・パフォーミング・ヘッジファンド・オブ・ザ・イヤー、エネルギー部門受賞**(2013年、2014年、2015年)



PGSプレミア・エネルギー・インカム・ファンド:
パークレーヘッジ社による2.5億米ドル以下の資産部門トップ・
パフォーミング・ファンズ・オブ・ファンズ **第1位**(2011年12月)、
第2位(2013年6月)、**第3位**(2014年6月)

PGSエネルギー・オポチュニティーズ・トラスト:
パークレーヘッジ社によるエネルギー部門トップ・パフォーミング・
ヘッジファンド **第4位**(2011年9月)、**第7位**(2013年3月)、
第3位(2014年5月)、**第1位**(2015年7月、8月)、アキュイジション・
インターナショナル誌 **ベスト・エネルギーMLPファンド受賞**(2016年)



出所：PGS社

ソシエテ・ジェネラル(指数スポンサー)

ソシエテ・ジェネラルは1864年にナポレオン三世の承認のもと設立されたフランス最大級のユニバーサルバンクです。1945年に国有化された後、フランス共和国法に基づき1987年7月に民営化されました。

- ❁ 時価総額：200億ユーロ(2022年12月末)
- ❁ 3部門を柱とした
ビジネス展開：(i) フランス国内リテールバンキング部門(RBDF)
(ii) 国際リテールバンキング&金融サービス部門(IBFS)
(iii) グローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門(GBIS)
- ❁ グローバル・
ネットワーク：顧客数約2,500万人、66カ国に約117,000名の社員
(2022年12月末)

**SOCIETE
GENERALE**



パリのソシエテ・ジェネラル本社タワー

出所：ソシエテ・ジェネラル

※MLP指数の算出はS&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズの子会社であるS&P Opco, LLCが行います。

②委託会社およびファンドの関係法人の運営上の役割

委託会社およびファンドの関係法人（受託会社、販売会社）の名称ならびに運営上の役割の概要は以下のとおりです。

1) 委託会社：ソシエテ・ジェネラル・オスマン・マネジメント株式会社

ファンドの委託会社として、投資信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

2) 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の処理の一部を日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、金融機関、第一種金融商品取引業者、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

3) 販売会社：ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、受益者からの一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払い事務等を行います。

③委託会社と関係法人との契約の概要

1) 受託会社と締結している契約

受託会社と委託会社の間では証券投資信託契約が締結されており、投資信託財産の運用方針、信託報酬の総額、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。

2) 販売会社と締結している契約

販売会社と委託会社との間では、受益権の取扱い等に関する契約が締結されており、受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

④委託会社の概況

1) 資本金の額（2023年8月末現在）：498百万円

2) 会社の沿革

2007年4月6日	リクソー投信株式会社設立
2007年7月12日	投資信託委託業の認可取得
2007年9月30日	金融商品取引業者として登録
2021年10月8日	ソシエテ・ジェネラル・オスマン・マネジメント株式会社に商号変更

3) 大株主の状況（2023年8月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率 (%)
ソシエテ・ジェネラル	フランス、75009 パリ、オスマン通り29番	9,960株	100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

①基本方針

投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

②投資対象

「コデイス・セキュリティーズ・エス・エイ」が発行する米ドル建て債券（「パフォーマンス連動債」）を主要投資対象とします。

※「コデイス・セキュリティーズ・エス・エイ」（Codeis Securities SA）（「コデイス」といいます。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社（Societe anonyme）として設立された特定目的会社（societe de titrisation）です。コデイスの事業は、ルクセンブルグの証券化に関する2004年3月22日法（その後の改正を含む。）（以下「2004年証券化法」という。）に従っています。コデイスは、ルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de surveillance du secteur financier）から、2004年証券化法に基づく規制特定目的会社として認可されています。

③投資態度

1) パフォーマンス連動債への投資にあたっては、一般社団法人投資信託協会規則（以下「協会規則」といいます。）に則り、以下の方針に基づいて信用リスクを適正に管理することにより、信用リスクの分散を図ります。

イ. パフォーマンス連動債への投資比率は、原則として高位を維持します。

ロ. パフォーマンス連動債への投資は、協会規則の規定に基づき計算される一の者に係るエクスポージャーが10%を超えないことを条件とします。

2) 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

3) 資金動向、市況動向等によっては暫定的に前記と異なる運用を行う場合があります、この場合には前記の投資目的が達成されない場合があります。

(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

ファンドが投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「（5）投資制限 ⑩、⑪、⑫」に定めるものに限りします。）

ハ. 金銭債権（前記イ.、ロ.および後記ニ.に掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②投資の対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、パフォーマンス連動債に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資することを指図します。

1) 株券または新株引受権証書

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

- 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1) から11) までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で前記21) の有価証券の性質を有するもの
- なお、前記1)の証券または証書、ならびに12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券、12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するもの、ならびに14) の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券（「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③投資の対象とする金融商品

委託会社は、信託金を前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前記5) の権利の性質を有するもの

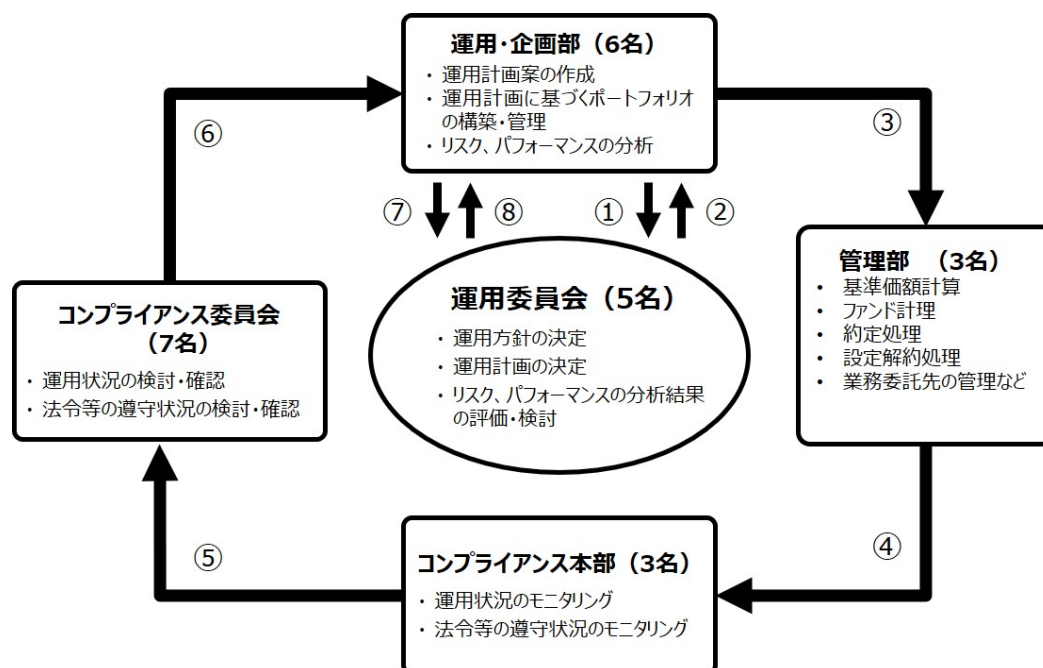
前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記1) から6) までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

《運用体制》

委託会社は、「投資信託財産の運用に関する社内規定」や「投資信託財産の運用規程」等を遵守し、投資信託財産の運用の適正化に努めます。

運用委員会およびコンプライアンス委員会が、ファンドの内部管理およびファンドに係る意思決定を監督しています。以下は、ファンドの運用体制、内部管理体制を示したものです。



- ① 運用計画の作成
運用・企画部は、ファンドの運用方針および運用状況に基づき運用計画案を作成し、運用委員会に提出します。
- ② 運用計画の決定
運用委員会では適宜運用計画案の内容を検討し、承認のうえ、運用計画を決定します。
- ③ 運用の実行、売買の発注・約定
運用・企画部の運用担当者は、運用計画に基づき、社内規則に則って投資信託財産の運用を行います。
- ④ 発注伝票のチェック
処理済の発注伝票はコンプライアンス本部においてチェックを受けるとともに、運用状況や法令等の遵守状況のモニタリングが行われます。
- ⑤、⑥ モニタリング結果の報告・確認
コンプライアンス本部で行ったモニタリングの結果は、コンプライアンス委員会において検討・確認され、指摘事項については解決が図られます。
- ⑦ リスク、パフォーマンスの分析
運用・企画部は、ファンドのリスクおよびパフォーマンスの分析を行い、運用委員会に提出します。
- ⑧ リスク、パフォーマンスの分析結果の評価・検討
運用委員会ではリスクおよびパフォーマンスの分析結果を評価・検討し、その内容はその後の運用計画に反映されます。

前記の運用体制等は2023年8月末現在のものであり、今後、変更される可能性があります。

(4) 【分配方針】

①収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、収益の分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 3) 収益分配にあてず投資信託財産内に留保した利益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※なお、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②収益の分配

信託期間中の収益分配は、次に掲げる収益分配可能額の範囲内で、前記の収益分配方針にしたがって行います。

- 1) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等相当額、信託報酬等および当該信託報酬等に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等相当額、信託報酬等および当該信託報酬等に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることもできます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に、販売会社を通じてお支払いを開始します。また、自動けいぞく投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

- ① 外貨建資産への投資（ファンドの投資信託約款（以下「投資信託約款」といいます。）「運用の基本方針」2. 運用方法 (3)投資制限①）
外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）への投資割合については制限を設けません。
- ② 株式への投資（投資信託約款第17条）
株式への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 新株引受権証券等への投資（投資信託約款第17条）
新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資（投資信託約款第21条）
同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資（投資信託約款第21条）
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債等への投資（投資信託約款第21条）
同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 投資信託証券への投資（投資信託約款第17条）
投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ 投資する株式等の範囲（投資信託約款第20条）
 - 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - 2) 前記1)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ⑨ 信用取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第22条）

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - 2) 前記1)の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - 3) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記2)の売付けに係る建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ⑩ 先物取引等の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第23条）
- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - 2) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - 3) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑪ スワップ取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第24条）
- 1) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
 - 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - 4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑫ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第25条）
- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
 - 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、前記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 - 4) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする外貨建資産（以下「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。）の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、前記ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- 5) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6) 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 7) 「金利先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 8) 「為替先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑬ 有価証券の貸付の指図・目的・範囲（投資信託約款第26条）
- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前記1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ⑭ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（投資信託約款第27条）
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑮ 外国為替予約取引の指図（投資信託約款第28条）
- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産について、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
- 2) 前記1)の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 3) 前記2)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ⑯ 資金の借入れ（投資信託約款第34条）
- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への

解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- 3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金の借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。

- 4) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

⑰デリバティブ取引等に係る投資制限（投資信託約款第25条の2）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑱信用リスク集中回避のための投資制限（投資信託約款第19条の2）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜法令等による投資制限＞

① 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、その委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

② デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

＜基準価額の変動要因＞

基準価額の変動要因としては主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクをあらわしたのではなく、これらに限定されるものではありません。

■価格変動リスク

ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債は、MLP指数のパフォーマンスにより価格および償還価額が変動する性質を有しています。また、MLP指数は20銘柄のMLPで構成される指数です。このため、指数を構成するMLPの価格変動はMLP指数の動きに影響を与え、当ファンドの主要投資対象であるパフォーマンス連動債の価格変動要因となります。MLP指数の下落（上昇）はパフォーマンス連動債の価格の下落（上昇）要因となり、結果としてファンドの基準価額の下落（上昇）要因となります。

■為替変動リスク

ファンドは組み入れている外貨建資産に対する為替ヘッジは行いません。このため、外貨建資産の表示通貨が対円で下落（上昇）した場合には、ファンドの基準価額の下落（上昇）要因となります。ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債は米ドル建てのため、米ドルが対円で下落（上昇）した場合には、ファンドの基準価額の下落（上昇）要因となります。

■銘柄集中リスク

ファンドは、特定のパフォーマンス連動債を高位に組入れ、直接的な分散投資は行われません。このため、ファンドの基準価額は、パフォーマンス連動債の価格変動の影響を大きく受けて変動します。また、パフォーマンス連動債の価格は、MLP指数の動きにより変動します。MLP指数は20銘柄のMLPで構成される指数のため、特定のMLPの価格変動の影響を大きく受けて変動する場合があります。結果として、ファンドの基準価額が特定のMLPの価格変動の影響を大きく受けて変動する場合があります。

■信用リスク

- ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債の発行体であるコデイス・セキュリティーズ・エス・エイ（以下、「コデイス」といいます。）の経営・財務状況、信用状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等の影響により、パフォーマンス連動債の価格が下落した場合や債務不履行が生じた場合には、結果として損失が発生し、ファンドの基準価額が下落する場合があります。
- ファンドにおいて資金の運用をコール・ローンや譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合には、債務不履行が生じる場合があります、結果として損失が発生し、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

■流動性リスク

ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債は、パフォーマンス連動債の残存期間中における売買に関して、通常は、パフォーマンス連動債の値付け業者等が相手方となり売買を成立させる形式を取ることににより流動性の確保が図られています。ただし、市場環境が急変した場合やパフォーマンス連動債に係る大量の売買注文が発生した場合、値付け業者等が値付け業務や売買を制限・延期・中止した場合、パフォーマンス連動債が参照するMLP指数の算出・公表等に遅延・停止が生じた場合等には、パフォーマンス連動債の価格が大きく変動したり売買に支障が生じることがあり、その結果としてファンドが損失を被り、ファンドの基準価額が下落する場合があります。

<その他の留意点>**■MLP指数の投資成果への追従について**

ファンドは、主要投資対象とするパフォーマンス連動債を高位に組入れ、米ドルベースでMLP指数の投資成果に追従することを目指しますが、ファンドの追加設定や一部解約などへの対応に伴うパフォーマンス連動債の組入比率の変動、信託報酬の支弁や為替変動、MLP指数とパフォーマンス連動債との値動きの連動性の乖離の影響等により、必ずしも、米ドルベースであってもファンドの運用実績がMLP指数の投資成果に追従するものではありません。

■パフォーマンス連動債への投資に伴う信用リスクの管理について

ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債には、担保資産を保有すること等により、協会規則の規定に基づき計算される一の者に係るエクスポージャーが10%を超えないための仕組みを講じており、ファンドは協会規則に則り信用リスクを適正に管理することにより、信用リスクの分散を図っています。

■クーリング・オフについて

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

■流動性リスクに関する事項

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

■その他

資金動向、市況動向等によっては、ファンドが目的とする運用が行えない場合や、ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

<投資リスクの管理体制>

リスク管理およびパフォーマンス分析は、運用・企画部で行われ、結果は運用委員会に報告されます。運用委員会では、その内容について評価・検討が行われます。コンプライアンス本部では、運用ガイドラインに基づく運用状況、および法令等の遵守状況のモニタリングが行われます。モニタリングの結果はコンプライアンス委員会に報告され、内容について検討・確認が行われます。指摘事項については、解決が図られ、その後の運用に反映されるよう取り組まれます。なお、流動性リスクに関しては、社内規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。また、運用委員会及び投信戦略委員会では、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、2023年8月末現在のものであり、今後、変更される可能性があります。

4 【手数料等及び税金】**(1) 【申込手数料】**

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に3.850%（税抜3.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

※ 申込手数料は、購入時の商品および関連する投資環境の説明・情報提供等、ならびに事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。

詳しくは販売会社または後記の照会先までお問い合わせください。
自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

照会先：ソシエテ・ジェネラル・オスマン・マネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.sghausmann.co.jp>

電話番号：03-6777-6900

（受付時間：営業日の9：00～17：00）

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）時に手数料はかかりません。ただし、信託財産留保額がかかります。信託財産留保額は、原則として、解約請求受付日の翌々営業日の基準価額に0.30%の率を乗じて得た額となります。

※ 信託財産留保額とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間の途中で換金する投資者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産中に留保されます。

(3) 【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.23750%（税抜年1.1250%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社への配分は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社	計
年0.41250% (税抜 年0.3750%)	年0.77000% (税抜 年0.7000%)	年0.05500% (税抜 年0.0500%)	年1.23750% (税抜 年1.1250%)

②信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。また、信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

③委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われ、委託会社が一旦収受した後、委託会社から販売会社に支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支払われます。

《信託報酬等を対価とする役務の内容》

委託会社	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および各種事務手続き等
受託会社	投資信託財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

①信託事務の諸費用等

- 組入の有価証券等の売買に要する費用、外貨建資産に係る保管費用等、資金の借入れを行った場合の当該借入金の利息、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用等ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- 投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額を上限とした実費の額とし、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用に係る消費税等相当額とともに投資信託財産中から支弁します。

- 3) 前記1) および2) の費用等に加え、以下に掲げる費用は受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
- 投資信託振替制度に係る費用
 - 有価証券届出書等開示書類（これらの訂正も含みます。）および目論見書（これらの訂正も含みます。）、投資信託約款および運用報告書等の作成、印刷、交付等に要する費用
 - ファンドの受益者に対して行う公告に要する費用ならびに投資信託約款の変更または投資信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、届出等に要する費用
 - ファンドの設定および運営・管理に関し、法務・税務等につき要する費用
- なお、前記a. からd. までに掲げる費用を総称して以下「諸費用」といい、前記1) に掲げる投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用等および立替金の利息、前記2) に掲げる投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに諸費用を総称して「諸経費」といいます。
- 4) 委託会社は、前記3) に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。
- 5) 前記4) において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、投資信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。
- 6) 前記4) において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、投資信託財産の計算期間を通じて毎日、費用計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに、当該諸費用に係る消費税等相当額とともに投資信託財産中から支弁します。

《主要なその他の手数料等を対価とする役務の内容》

組入有価証券等の売買に要する費用	有価証券等の売買の際、金融商品取引業者等に支払う手数料
外貨建資産の保管費用	外国における保管銀行等に支払う有価証券等の保管等に要する費用
投資信託財産に関する租税	有価証券の取引の都度発生する有価証券取引税、有価証券の受取配当金に係る税、有価証券の譲渡益に係る税等
信託事務の処理に要する費用	事務処理に係る諸経費
監査に要する費用	監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用

●本書提出日現在、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、投資信託財産の純資産総額に年0.0110%（税抜 年0.01%）の率を乗じて得た額を上限に実費の額とします。

●本書提出日現在、「諸費用」は、投資信託財産の純資産総額に年0.1100%（税抜 年0.1%）の率を乗じて得た額を上限とします。

※「その他の手数料等」の中には、あらかじめ見積もることが困難なため、費用毎の金額もしくは上限額、またはこれらの計算方法を記載することができないものがあります。

②パフォーマンス連動債に係る費用

当ファンドは直接支弁することはありませんが、パフォーマンス連動債の評価額算出にあたっては債券管理費用として 0.30%（年率）と3万米ドル（上限、年間）が考慮されます。また、その他の費用が生じる場合もあり、これらの費用は当ファンドの基準価額に影響を与えます。

※ 手数料等の合計額については、保有期間等により異なりますので、記載することができません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者および内国法人である受益者に対する課税上の取扱いは、以下のようになります。ただし、税法が変更・改正された場合には、以下の内容および本書における税金に関わる記載の内容が変更になることがあります。

①個人の受益者に対する課税

1) 収益分配金に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかの選択をすることもできます。

時期	税率
2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
2038年1月1日から	20%（所得税15%、地方税5%）

2) 一部解約時および償還時の課税

一部解約時および償還時の差益（一部解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益（譲渡益））については、譲渡所得として以下の税率で申告分離課税が適用され、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

時期	税率
2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
2038年1月1日から	20%（所得税15%、地方税5%）

＜少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合＞

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

1) 分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については以下の税率で源泉徴収（源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除されます。）が行われます。

時期	税率
2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
2038年1月1日から	15%（所得税15%）

2) ファンドは益金不算入制度は適用されません。

③個別元本方式について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 受益者が同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

④収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- 1) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- 2) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
- 3) なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※ 上記は2023年8月末日現在の税法に基づく記載です。税法が改正された場合などには、前記の内容および本書における税金に関わる記載の内容が変更になる場合があります。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は、2023年8月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

(1)【投資状況】

資産別及び地域別の投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	ルクセンブルク	792,385,286	96.70
コール・ローン等およびその他の資産(負債控除後)	—	27,052,442	3.30
合計(純資産総額)		819,437,728	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

主要銘柄の明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (％)	償還期限	投資 比率 (％)
ルクセンブルク	社債券	CODEIS 債 2	6,970,000	11,095.11	773,329,724	11,368.51	792,385,286	2.0999	2023年12月12日	96.70

(注) 当該債券の利率は変動であるため、前回利率確定時（2023年8月10日）の利率を入れています。利率は今後も変動します。

種類別投資比率

種類	投資比率（％）
社債券	96.70
合計	96.70

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間末 (2014年 2月20日)	627,339,414	644,654,149	1.0435	1.0723
第2特定期間末 (2014年 8月20日)	4,809,691,770	4,946,346,039	1.1087	1.1402
第3特定期間末 (2015年 2月20日)	7,702,797,271	7,968,847,842	0.9757	1.0094
第4特定期間末 (2015年 8月20日)	7,754,905,373	8,040,296,652	0.7853	0.8142
第5特定期間末 (2016年 2月22日)	4,292,112,849	4,477,181,035	0.4151	0.4330
第6特定期間末 (2016年 8月22日)	5,477,279,913	5,629,815,946	0.4704	0.4835
第7特定期間末 (2017年 2月20日)	6,263,265,850	6,433,118,003	0.5347	0.5492
第8特定期間末 (2017年 8月21日)	5,558,526,147	5,755,486,875	0.3951	0.4091
第9特定期間末 (2018年 2月20日)	3,805,214,633	3,923,145,383	0.3549	0.3659
第10特定期間末 (2018年 8月20日)	2,947,854,299	3,031,290,780	0.3498	0.3597
第11特定期間末 (2019年 2月20日)	1,793,648,804	1,847,963,811	0.3038	0.3130
第12特定期間末 (2019年 8月20日)	1,236,220,202	1,278,563,566	0.2511	0.2597
第13特定期間末 (2020年 2月20日)	1,022,769,210	1,054,096,349	0.2220	0.2288
第14特定期間末 (2020年 8月20日)	603,136,793	619,231,994	0.1312	0.1347
第15特定期間末 (2021年 2月22日)	642,767,409	658,349,331	0.1526	0.1563
第16特定期間末 (2021年 8月20日)	772,899,693	795,234,798	0.1765	0.1816
第17特定期間末 (2022年 2月21日)	886,650,286	910,173,110	0.2149	0.2206
第18特定期間末 (2022年 8月22日)	831,853,655	854,340,759	0.2700	0.2773
第19特定期間末 (2023年 2月20日)	741,243,517	759,679,496	0.2774	0.2843
第20特定期間末 (2023年 8月21日)	799,501,839	819,832,025	0.3028	0.3105
2022年 8月末日	854,299,147	—	0.2790	—
9月末日	772,570,767	—	0.2670	—
10月末日	879,843,457	—	0.3028	—

11月末日	825,876,787	—	0.2809	—
12月末日	701,789,645	—	0.2587	—
2023年 1月末日	759,064,793	—	0.2754	—
2月末日	753,927,572	—	0.2752	—
3月末日	676,381,915	—	0.2592	—
4月末日	677,290,319	—	0.2627	—
5月末日	713,769,256	—	0.2732	—
6月末日	741,532,038	—	0.2897	—
7月末日	789,245,677	—	0.3002	—
8月末日	819,437,728	—	0.3118	—

(注)分配金の額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第1特定期間末	2013年12月16日～2014年 2月20日	0.0288
第2特定期間末	2014年 2月21日～2014年 8月20日	0.0619
第3特定期間末	2014年 8月21日～2015年 2月20日	0.0695
第4特定期間末	2015年 2月21日～2015年 8月20日	0.0579
第5特定期間末	2015年 8月21日～2016年 2月22日	0.0407
第6特定期間末	2016年 2月23日～2016年 8月22日	0.0234
第7特定期間末	2016年 8月23日～2017年 2月20日	0.0287
第8特定期間末	2017年 2月21日～2017年 8月21日	0.0301
第9特定期間末	2017年 8月22日～2018年 2月20日	0.0237
第10特定期間末	2018年 2月21日～2018年 8月20日	0.0209
第11特定期間末	2018年 8月21日～2019年 2月20日	0.0202
第12特定期間末	2019年 2月21日～2019年 8月20日	0.0173
第13特定期間末	2019年 8月21日～2020年 2月20日	0.0144
第14特定期間末	2020年 2月21日～2020年 8月20日	0.0097
第15特定期間末	2020年 8月21日～2021年 2月22日	0.0072
第16特定期間末	2021年 2月23日～2021年 8月20日	0.0097
第17特定期間末	2021年 8月21日～2022年 2月21日	0.0113
第18特定期間末	2022年 2月22日～2022年 8月22日	0.0142
第19特定期間末	2022年 8月23日～2023年 2月20日	0.0138
第20特定期間末	2023年 2月21日～2023年 8月21日	0.0152

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率 (%)
第1特定期間末	2013年12月16日～2014年 2月20日	7.23
第2特定期間末	2014年 2月21日～2014年 8月20日	12.18
第3特定期間末	2014年 8月21日～2015年 2月20日	△5.73
第4特定期間末	2015年 2月21日～2015年 8月20日	△13.58
第5特定期間末	2015年 8月21日～2016年 2月22日	△41.96
第6特定期間末	2016年 2月23日～2016年 8月22日	18.96
第7特定期間末	2016年 8月23日～2017年 2月20日	19.77
第8特定期間末	2017年 2月21日～2017年 8月21日	△20.48
第9特定期間末	2017年 8月22日～2018年 2月20日	△4.18
第10特定期間末	2018年 2月21日～2018年 8月20日	4.45
第11特定期間末	2018年 8月21日～2019年 2月20日	△7.38
第12特定期間末	2019年 2月21日～2019年 8月20日	△11.65
第13特定期間末	2019年 8月21日～2020年 2月20日	△5.85
第14特定期間末	2020年 2月21日～2020年 8月20日	△36.53
第15特定期間末	2020年 8月21日～2021年 2月22日	21.80
第16特定期間末	2021年 2月23日～2021年 8月20日	22.02
第17特定期間末	2021年 8月21日～2022年 2月21日	28.16
第18特定期間末	2022年 2月22日～2022年 8月22日	32.25
第19特定期間末	2022年 8月23日～2023年 2月20日	7.85
第20特定期間末	2023年 2月21日～2023年 8月21日	14.64

(注) 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、第1計算期間末については、直前の計算期間の基準価額を10,000円として計算しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間末	2013年12月16日～2014年 2月20日	611,833,143	10,627,053
第2特定期間末	2014年 2月21日～2014年 8月20日	3,844,914,166	107,889,478
第3特定期間末	2014年 8月21日～2015年 2月20日	4,917,307,399	1,360,862,465
第4特定期間末	2015年 2月21日～2015年 8月20日	3,088,979,712	1,108,524,653
第5特定期間末	2015年 8月21日～2016年 2月22日	1,772,291,725	1,308,417,654
第6特定期間末	2016年 2月23日～2016年 8月22日	2,571,105,392	1,266,138,206
第7特定期間末	2016年 8月23日～2017年 2月20日	1,599,747,527	1,529,777,926
第8特定期間末	2017年 2月21日～2017年 8月21日	3,930,356,470	1,575,674,637
第9特定期間末	2017年 8月22日～2018年 2月20日	419,119,369	3,766,765,522
第10特定期間末	2018年 2月21日～2018年 8月20日	597,485,495	2,890,535,403
第11特定期間末	2018年 8月21日～2019年 2月20日	240,731,633	2,764,853,862
第12特定期間末	2019年 2月21日～2019年 8月20日	191,473,545	1,171,631,642
第13特定期間末	2019年 8月21日～2020年 2月20日	224,806,875	541,521,671
第14特定期間末	2020年 2月21日～2020年 8月20日	711,329,419	719,632,615
第15特定期間末	2020年 8月21日～2021年 2月22日	607,953,058	995,251,739
第16特定期間末	2021年 2月23日～2021年 8月20日	1,574,329,344	1,406,227,319
第17特定期間末	2021年 8月21日～2022年 2月21日	1,082,977,543	1,335,598,612
第18特定期間末	2022年 2月22日～2022年 8月22日	937,545,241	1,983,931,262
第19特定期間末	2022年 8月23日～2023年 2月20日	1,160,466,703	1,569,011,017
第20特定期間末	2023年 2月21日～2023年 8月21日	619,091,630	650,688,674

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(注) 設定数量には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

①ファンドの取得申込者は、販売会社所定の手続きを行ったうえで、取得申込みを行うものとします。

②原則として、取得申込日から起算してファンド営業日[※]が2日間連続（土曜日および日曜日については、これらの日を挟む場合にも連続しているものとみなします。）する場合に、当該日での取得申込みの受付を行います。ただし、国内外の祝休日の状況によっては、当該日での取得申込みの受付を行わない場合があります。

※以下、ファンド営業日とは、日本の営業日であり、かつ、ニューヨークの銀行およびニューヨーク証券取引所が営業している日をいいます。

③取得申込みの受付は取得申込受付日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込みは、翌取得申込受付日での取扱いとなります。

(2) 申込価額

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

(3) 申込手数料

申込価額に3.850%（税抜3.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

(4) 申込単位

分配金の受取方法により、申込みには、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。

「分配金受取コース」は、収益分配時に収益分配金を現金で受け取るコースです。「自動けいぞく投資コース」は、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコースです。

いずれのコース共、申込単位は販売会社が別途個別に定める単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資は、1口単位とします。

申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(5) 申込代金の支払

ファンドの取得申込者は、申込みの販売会社が定める日までに申込代金（申込金額および申込手数料（消費税等相当額を含みます。））を当該販売会社に支払うものとします。

(6) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(7) 取得申込の中止等

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、パフォーマンス連動債の値付け業務や売買等の制限・中止・延期、MLP指数の算出・公表等の遅延・停止、その他やむを得ない事情があるときには、委託会社の判断で、受益権の取得申込みの受付を制限・中止する場合があります。また、既に受付けた取得申込みを取消し（一部取消しを含みます。）する場合があります。

(8) ファンドは、1933年米国証券法（改正を含む。以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録される予定はなく、米国においてまたは米国人に対して申込み、譲渡、移転または割当てを行う

ことはできません。ファンドは米国人に対して売付けはなされず、米国外において米国人以外に
対してのみ売付けがなされます。

上記における「米国人」とは以下を意味します。(A) 米国証券法に基づくレギュレーションSの意
味における「米国人」(U.S. Person)、(B) CFTC規則4.7 (a) (1) (iv)が定義する「非米国人」
(Non-United States person) 以外の者、または(C) 1986年内国歳入法（改正を含む）のセク
ション7701(a)(30)の意味における「米国人」(U.S. Person)。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金（解約）方法

受益者は、自己に帰属する受益権につき、原則として、一部解約請求申込日から起算してファンド
営業日が2日間連続（土曜日および日曜日については、これらの日を挟む場合にも連続しているも
のとみなします。）する場合に、当該日での一部解約の実行の請求の申込みを行うことができま
す。ただし、国内外の祝休日の状況によっては、当該日での一部解約の実行の請求の申込みの受付
けを行わない場合があります。

一部解約の実行の請求の申込みの受け付けは、一部解約請求受付日の午後3時までとし、当該受付時
間を過ぎた場合には、翌一部解約請求受付日での取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし
ます。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

(2) 換金（解約）価額

一部解約請求受付日の翌々営業日の基準価額から、当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額を信
託財産留保額として控除した額とします。

一部解約金（換金代金）は、販売会社の営業所等において、原則として、一部解約請求受付日から
起算して7営業日目から受益者に支払います。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより入手可能なほか、委託会社のホー
ムページ上でも確認することができます。

(3) 換金（解約）単位

販売会社が別途個別に定める単位とします。販売会社にお問い合わせください。

(4) 換金手数料はありません。ただし、信託財産留保額がかかります。信託財産留保額は、原則とし て、一部解約請求受付日の翌々営業日の基準価額に0.30%の率を乗じて得た額となります。

(5) 一部解約の実行の請求の受け付けを中止する特別な場合

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、パ
フォーマンス連動債の値付け業務や売買等の制限・中止・延期、MLP指数の算出・公表等の遅延・
停止、その他やむを得ない事情があるときには、委託会社の判断で一部解約の実行の請求の受け付
けを制限・中止する場合があります。また、既に受付けた一部解約の実行の請求を取消し（一部取消
しを含みます。）する場合があります。

上記により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に
行った当該一部解約請求受付日に係る一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がそ
の一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は当該受付中止を解
除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記(2)の規
定に準じて計算された価額とします。

(6) 一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益 者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益 権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座 において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(7) 投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として、1日1件5億円を超える一部解約はできま せん。また、別途、一部解約制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

《主な投資対象の評価方法》

公社債等：計算日^{※1}における、次に掲げるいずれかの価額で評価します。^{※2}

- (1) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- (2) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
- (3) 価格情報会社の提供する価額

外貨建資産：原則として、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。

※1 外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

②基準価額の算出頻度および照会先

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額に関しては、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社の照会先は以下のとおりです。

照会先：ソシエテ・ジェネラル・オスマン・マネジメント株式会社

ホームページ： <https://www.sghaussmann.co.jp>

電話番号： 03-6777-6900

（受付時間：営業日の9：00～17：00）

また、基準価額（1万口当たり）は、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に「エネハイ」として掲載されます。

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、2013年12月16日（信託設定日）より2023年12月20日までとします。ただし、「(5) その他 ①信託の終了」に該当する場合には、当該信託の終了の日までとなります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年2月21日から5月20日、5月21日から8月20日、8月21日から11月20日、11月21日から翌年2月20日までとします。ただし、第1計算期間は2013年12月16日から2014年2月20日までとします。

前記にかかわらず、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、当該信託の終了の日とします。

(5)【その他】

①信託の終了

1) 投資信託契約の解約

- a. 委託会社は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約締結日から1年を超えた日以降において、投資信託契約の一部を解約すること等の事由により投資信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなる場合または下回ることとなった場合、法令や税制の変更が発生したとき、パフォーマンス連動債に係る関係者の倒産等の事由により主要投資対象であるパフォーマンス連動債が早期償還されることとなった場合、MLP指数の算出・公表等が停止した場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記a.にしたがい信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 前記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産に、この信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記b.の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 前記b.からd.までの規定は、次に該当する場合には適用しません。
 - イ. 委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合
 - ロ. 投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合

2) 投資信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりファンドの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 前記a.の規定にかかわらず、監督官庁がファンドの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は後記「② 投資信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

4) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「② 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、前記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②投資信託約款の変更等

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は、「②投資信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2) 委託会社は、前記1)の事項（前記1)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 3) 前記2)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産に、この信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本3)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 前記2)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対して、その効力を生じます。
- 6) 前記2)から5)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7) 前記1)から6)までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③運用報告書の作成

委託会社は、原則として年2回（2月、8月）の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて、当該投資信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。

委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページ（<https://www.sghausmann.co.jp>）

に掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

④他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1) 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2) 他の受益者が有する受益権の内容

⑤公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日刊工業新聞に掲載します。

⑥関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、契約期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示がない限り、原則として、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- 1) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 2) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧投資信託約款に関する疑義の取扱い

ファンドの投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

⑨信託期間の延長

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められたときは、受託会社と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託期間を延長することができます。

⑩反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、投資信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、投資信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに、販売会社を通じて支払いを開始します。

収益分配金の支払いは、販売会社の各営業所等において行います。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

「自動けいぞく投資コース」の場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて請求する権利を有します。償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始します。

償還金の支払いは、販売会社の各営業所等において行います。ただし、受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。一部解約金の支払いは販売会社の各営業所等において行います。受益者への支払いについては、委託会社は当該販売会社に対する支払いをもって免責されるものとします。

(4) 帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

(5) 受益者集会

受益者集会は開催しません。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額については、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2023年2月21日から2023年8月21日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

米国エネルギー・ハイインカム・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

区分	注記 事項	前期 (2023年2月20日現在)	当期 (2023年8月21日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		414,889	453,241
コール・ローン		59,514,596	64,985,660
社債券		705,768,385	768,727,830
その他未収収益		704,387	191,939
流動資産合計		766,402,257	834,358,670
資産合計		766,402,257	834,358,670
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		18,435,979	20,330,186
未払解約金		4,164,336	11,975,172
未払受託者報酬		103,552	103,297
未払委託者報酬		2,226,320	2,220,799
未払利息		163	194
その他未払費用		228,390	227,183
流動負債合計		25,158,740	34,856,831
負債合計		25,158,740	34,856,831
純資産の部			
元本等			
元本	1,2	2,671,881,023	2,640,283,979
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3	△1,930,637,506	△1,840,782,140
(分配準備積立金)		699,062	742,765
元本等合計		741,243,517	799,501,839
純資産合計		741,243,517	799,501,839
負債純資産合計		766,402,257	834,358,670

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区分	注記 事項	前期	当期
		自 2022年8月23日 2023年2月20日	自 2023年2月21日 2023年8月21日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		44,238,520	43,137,723
有価証券売買等損益		32,606,382	9,208,130
為替差損益		△13,963,001	54,776,418
その他収益		464,608	393,597
営業収益合計		63,346,509	107,515,868
営業費用			
支払利息		19,133	11,942
受託者報酬		217,815	198,917
委託者報酬		4,683,010	4,276,553
その他費用		560,203	511,302
営業費用合計		5,480,161	4,998,714
営業利益又は営業損失(△)		57,866,348	102,517,154
経常利益又は経常損失(△)		57,866,348	102,517,154
当期純利益又は当期純損失(△)		57,866,348	102,517,154
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)		6,882,585	577,601
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		△2,248,571,682	△1,930,637,506
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,137,946,794	471,186,511
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,137,946,794	471,186,511
剰余金減少額又は欠損金増加額		832,471,453	443,608,493
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		832,471,453	443,608,493
分配金		38,524,928	39,662,205
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△1,930,637,506	△1,840,782,140

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買取相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	1.外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条にしたがって処理しております。 2.特定期間末日の取扱い 信託約款第37条の規定により、2023年8月20日が休日のため、特定期間末日を2023年8月21日としております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 (2023年2月20日現在)	当期 (2023年8月21日現在)
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2023年2月20日現在)	当期 (2023年8月21日現在)
1.元本の推移		
期首元本額	3,080,425,337円	2,671,881,023円
期中追加設定元本額	1,160,466,703円	619,091,630円
期中一部解約元本額	1,569,011,017円	650,688,674円
2.特定期間の末日における受益権の総数	2,671,881,023口	2,640,283,979口
3.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,930,637,506円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,840,782,140円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自2022年8月23日 至2023年2月20日
分配金の計算過程	
第36期計算期間（2022年8月23日から2022年11月21日まで）	
費用控除後の配当等収益額	A 20,202,158円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B ー円
収益調整金額	C 74,990,430円
分配準備積立金額	D 344,814円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 95,537,402円
当ファンドの期末残存口数	F 2,911,441,910口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000 328円
1万口当たり分配金額	H 69円
収益分配金金額	I=F*H/10,000 20,088,949円
第37期計算期間（2022年11月22日から2023年2月20日まで）	
費用控除後の配当等収益額	A 18,661,005円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B ー円
収益調整金額	C 69,414,961円
分配準備積立金額	D 474,036円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 88,550,002円
当ファンドの期末残存口数	F 2,671,881,023口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000 331円
1万口当たり分配金額	H 69円
収益分配金金額	I=F*H/10,000 18,435,979円

区分	当期 自 2023年2月21日 至 2023年8月21日
分配金の計算過程	
第38期計算期間（2023年2月21日から2023年5月22日まで）	
費用控除後の配当等収益額	A 19,343,002円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B ー円
収益調整金額	C 67,371,506円
分配準備積立金額	D 661,966円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 87,376,474円
当ファンドの期末残存口数	F 2,577,602,615口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000 338円
1万口当たり分配金額	H 75円
収益分配金金額	I=F*H/10,000 19,332,019円
第39期計算期間（2023年5月23日から2023年8月21日まで）	
費用控除後の配当等収益額	A 20,460,919円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B ー円
収益調整金額	C 69,834,384円
分配準備積立金額	D 612,032円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 90,907,335円
当ファンドの期末残存口数	F 2,640,283,979口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000 344円
1万口当たり分配金額	H 77円
収益分配金金額	I=F*H/10,000 20,330,186円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは主として米ドル建て社債券を、売買目的で保有しております。 また、当ファンドは、外貨建証券の売買等の決済に伴い必要となる外貨の売買のために、為替予約取引を行っております。 当該金融商品には、価格変動リスク、信用リスク、為替リスク及び流動性リスク等があります。当ファンドは主として特定の米ドル建て社債券に投資するため、銘柄集中リスクがあります。 その他、保有するコール・ローン等の金銭債権につきましては信用リスク等を有しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	金融商品に係るリスクを含め、当ファンドに係るリスク及びパフォーマンスの分析は運用・企画部で行われ、その結果は運用委員会に報告されます。運用委員会では、報告内容についての評価・検討が行われ、その結果はその後の運用に反映されます。 コンプライアンス本部では、運用ガイドラインに基づく運用状況及び法令等の遵守状況のモニタリングが行われ、その結果はコンプライアンス委員会に報告されます。コンプライアンス委員会では、報告内容についての検討・確認が行われ、指摘事項については解決が図られます。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (2023年2月20日現在)	当期 (2023年8月21日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表上の金融商品はすべて時価で計上されているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 社債券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期（2023年2月20日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	16,846,585
合計	16,846,585

当期（2023年8月21日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	37,681,744
合計	37,681,744

(デリバティブ取引等に関する注記)

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期（自 2022年8月23日 至 2023年2月20日）

関連当事者の名称	当ファンドと当該関連当事者との関係	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権または債務にかかる主な項目別の当該特定期間の末日における残高	
ソシエテ・ジェネラル	当ファンドの運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等	社債の買付	65,648,071円	未払金	－円
		社債の売却	196,916,905円	未収入金	－円

当期（自 2023年2月21日 至 2023年8月21日）

関連当事者の名称	当ファンドと当該関連当事者との関係	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権または債務にかかる主な項目別の当該特定期間の末日における残高	
ソシエテ・ジェネラル	当ファンドの運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等	社債の買付	32,903,890円	未払金	－円
		社債の売却	33,809,971円	未収入金	－円

取引条件及び取引条件の決定方針

当ファンドは目論見書記載の投資方針に基づき、コデイス・セキュリティーズ・エス・エイが発行する社債(米ドル建て債券)を主要投資対象とし、米ドル建て債券を高位に組入れる運用を行っております。なお、投資対象債券の発行体の選定にあたっては、発行される債券に係る信用力補完の仕組みや同種の債券の発行実績、発行条件等を総合的に勘案しております。また、当該債券の取引は、MLP指数の数値等を基に合理的と判断される価格により行っております。

(1口当たり情報に関する注記)

区分	前期 (2023年2月20日現在)	当期 (2023年8月21日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.2774円 (2,774円)	0.3028円 (3,028円)

(重要な後発事象に関する注記)
 該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式
 該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘柄	券面総額(口)	評価額	備考
社 債 券	米ドル	SGI PGS MLP TOP 20 INDEX NOTES	6,970,000.00	5,289,533.00	
	米ドル 小計	銘柄数 組入時価比率	6,970,000.00 1銘柄 100.0	5,289,533.00 (768,727,830) 100.0%	
合計				5,289,533.00 (768,727,830)	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

（注２）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注３）合計金額欄は円表示であります。また合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘 柄 数	組入債券時価比率	有価証券の合計金額に 対する比率
米ドル	社債券 1	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2023年8月31日現在

I 資産総額	825,913,464円
II 負債総額	6,475,736円
III 純資産総額（I－II）	819,437,728円
IV 発行済口数	2,628,252,208口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.3118円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行しません。

- (1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。
- (2) 受益者名簿
作成しません。
- (3) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (4) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。
- (5) 受益権の譲渡に係る記載または記録
 - ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ②前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③委託会社は、前記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (7) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (8) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。
- (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2023年8月末現在

資本金の額 4億9,800万円

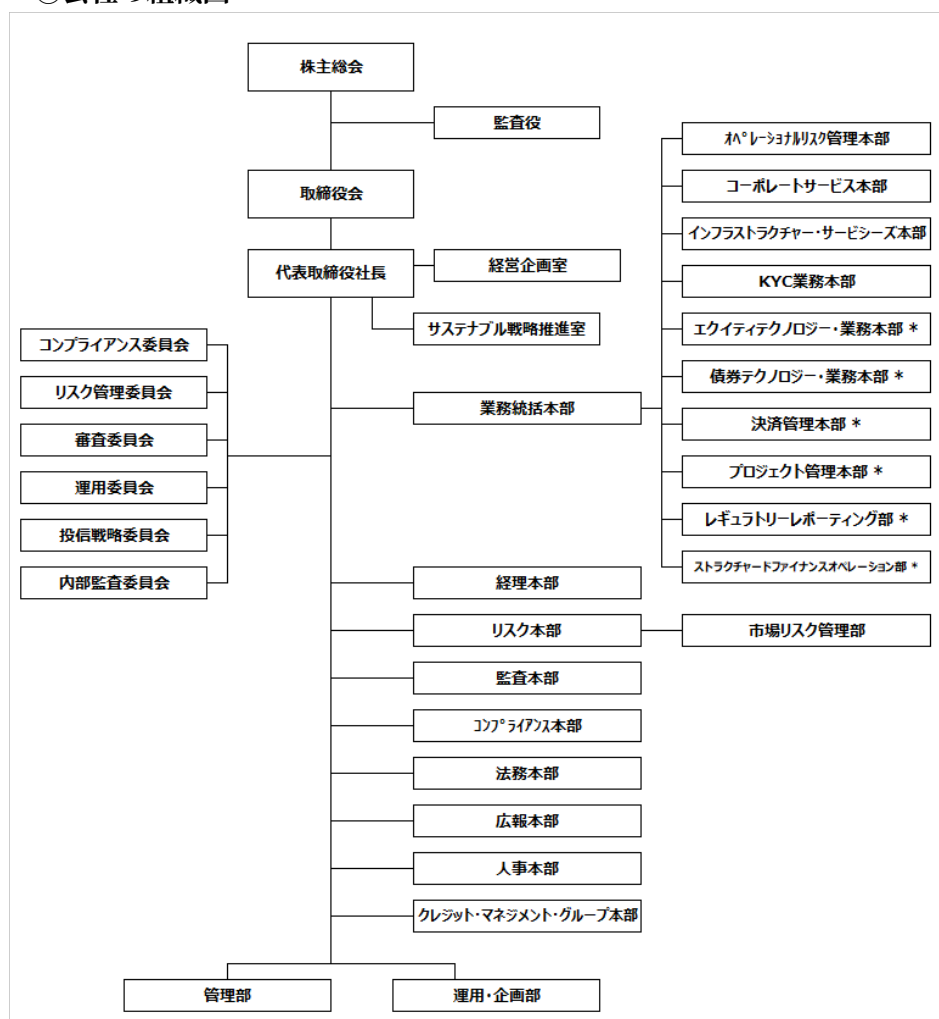
発行株式総数 40,000株

発行済株式総数 9,960株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2023年8月末現在）

①会社の組織図



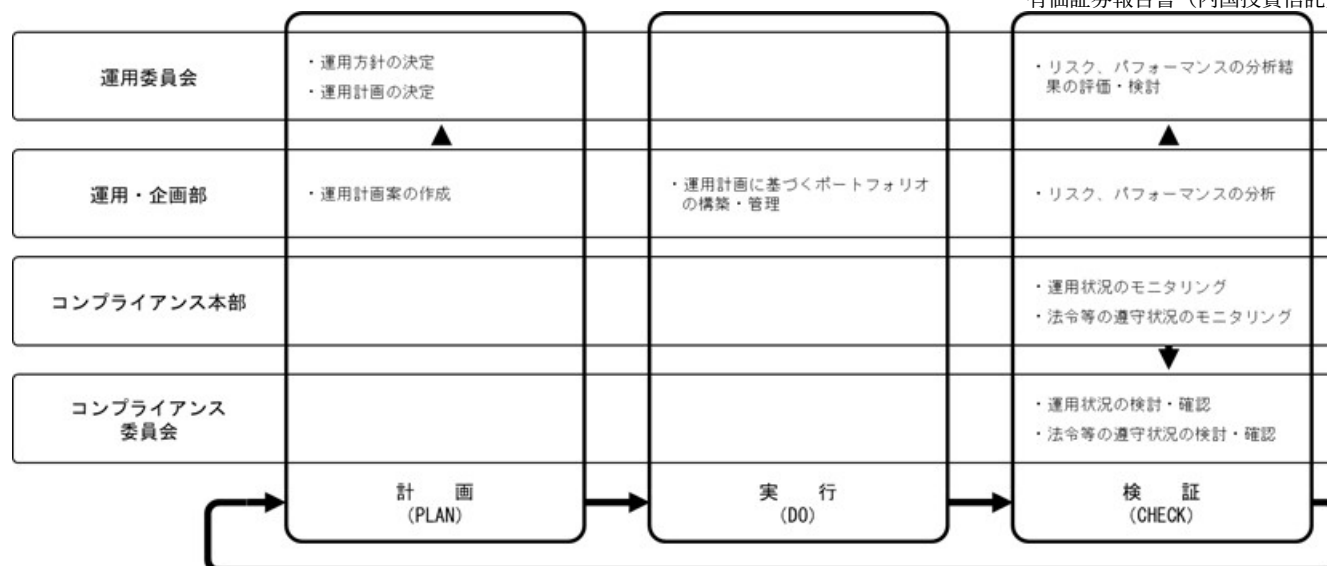
*これらの兼職部門は主にソシエテ・ジェネラル証券株式会社及びソシエテ・ジェネラル銀行東京支店、またはソシエテジェネラルエアクラフトリーシング株式会社に従事していますが、必要に応じ当社の業務を分掌しています。

②会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補充、または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役1名を選任することができます。

③投資運用の意思決定機構



- 計画（PLAN）： 運用・企画部で運用方針および運用状況に基づき運用計画案を作成し、運用委員会にて決定します。
- 実行（DO）： 運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築および管理を行います。
- 検証（CHECK）： 運用・企画部では、リスクおよびパフォーマンスの分析を行います。また、分析の結果は運用委員会に報告され、内容について評価・検討を行います。コンプライアンス本部では、運用ガイドラインに基づく運用状況、および法令等の遵守状況のモニタリングを行います。モニタリングの結果はコンプライアンス委員会に報告され、内容について検討・確認を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」で定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務を行っています。

2023年8月末現在、委託会社の運用する証券投資信託（親投資信託は除きます。）の本数は15本（追加型株式投資信託12本、単位型株式投資信託3本）、純資産総額の合計は、約384,297百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるソシエテ・ジェネラル・オスマン・マネジメント株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- (2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

期 別	第 15 期 (2022年3月31日現在)		第 16 期 (2023年3月31日現在)	
科 目	内訳	金額	内訳	金額
(資産の部)				
流動資産				
現金・預金		609,361		647,857
前払費用		4,412		4,701
未収委託者報酬		97,412		82,363
未収収益		23,432		23,349
未収入金		1,688		-
未収法人税等		5,802		-
未収消費税等		1,202		-
その他流動資産		5,290		4,710
流動資産計		748,602		762,982
固定資産				
有形固定資産 ※1		1,372		1,512
器具備品	1,372		1,512	
無形固定資産		102		1,234
ソフトウェア	102		1,234	
投資その他の資産		6,029		2,475
長期差入保証金	21		21	
繰延税金資産	6,007		-	
その他の資産	-		2,454	
固定資産計		7,504		5,222
資産合計		756,107		768,205

(単位：千円)

期 別	第 15 期 (2022年3月31日現在)		第 16 期 (2023年3月31日現在)	
科 目	内訳	金額	内訳	金額
(負債の部)				
流動負債				
預り金		20		20
未払金		32,859		106,959

未払手数料	11,754		9,922	
その他未払金	21,105		97,036	
未払費用		7,457		7,574
未払法人税等		-		1,236
未払消費税等		-		1,653
賞与引当金		13,340		12,942
流動負債計		53,678		130,386
固定負債				
長期賞与引当金		1,243		-
その他固定負債		-		820
固定負債計		1,243		820
負債合計		54,922		131,206
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		498,000		498,000
利益剰余金				
利益準備金	40,600		40,600	
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	162,584		98,398	
利益剰余金合計		203,184		138,998
株主資本合計		701,184		636,998
純資産合計		701,184		636,998
負債・純資産合計		756,107		768,205

(2) 損益計算書

(単位：千円)

期 別	第 15 期 (自2021年4月 1日 至2022年3月31日)		第 16 期 (自2022年4月 1日 至2023年3月31日)	
科 目	内訳	金額	内訳	金額
営業収益				
委託者報酬		369,303		315,568
運用受託報酬		1,918		-
その他営業収益		83,932		98,272
営業収益計		455,154		413,841
営業費用				
支払手数料		44,336		37,667

広告宣伝費		272		231
委託計算費		49,905		49,175
営業雑経費		11,755		11,361
通信費	8,652		8,519	
印刷費	392		516	
協会費	2,711		2,325	
営業費用計		106,269		98,435
一般管理費				
給料		189,467		201,843
役員報酬	34,030		35,623	
給料・手当	133,326		141,956	
賞与	22,110		24,262	
福利厚生費		39,579		42,915
交際費		-		197
旅費交通費		50		701
租税公課		5,707		5,694
不動産賃借料		31,388		30,495
退職給付費用		6,772		7,888
賞与引当金繰入額		9,157		11,235
減価償却費 ※1		895		1,059
業務委託費		47,912		41,058
消耗品費		815		646
会計監査費		12,723		10,854
諸経費		16,053		18,647
一般管理費計		360,524		373,237
営業損失（△）		△11,639		△57,832
営業外収益				
受取利息		0		0
雑収入		52		49
営業外収益計		52		49
営業外費用				
為替差損		80		106
雑損失		-		-
営業外費用計		80		106
経常損失（△）		△11,668		△57,889
税引前当期純損失（△）		△11,668		△57,889
法人税、住民税及び事業税		2,347		290
法人税等調整額		1,261		6,007
当期純損失（△）		△15,276		△64,186

(3) 株主資本等変動計算書

第 15 期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計	
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合 計		
			繰越利益剰余金			

当期首残高	498,000	36,970	217,791	254,761	752,761	752,761
当期変動額						
剰余金の配当		3,630	△39,930	△36,300	△36,300	△36,300
当期純損失（△）			△15,276	△15,276	△15,276	△15,276
当期変動額合計	-	3,630	△55,206	△51,576	△51,576	△51,576
当期末残高	498,000	40,600	162,584	203,184	701,184	701,184

第 16 期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合 計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	498,000	40,600	162,584	203,184	701,184	701,184
当期変動額						
当期純損失（△）			△64,186	△64,186	△64,186	△64,186
当期変動額合計	-	-	△64,186	△64,186	△64,186	△64,186
当期末残高	498,000	40,600	98,398	138,998	636,998	636,998

注記事項

（重要な会計方針）

項目	第 16 期 (自2022年4月 1日 至2023年3月31日)
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。
2 引当金の計上基準	賞与引当金（長期賞与引当金） 従業員等に対する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当期負担額を計上しております。 なお、1年以内に支払われる部分を賞与引当金、1年を超えて支払われる部分については長期賞与引当金に計上しております。
3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4 収益の認識基準	「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。 なお、委託者報酬の取引価格は当社が運用するファンドに係る信託報酬で、ファンドの日々の純財産総額に一定率を乗じて算出され、その他の営業収益の取引価格は兄弟会社のSG29オスマンとの間で締結する事務サービスに関する契約に定められた方法により算出されます。当社はこれらを単一のサービスであると認識しています。 (1) 委託者報酬 ① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容 委託投資信託契約で定める投資信託委託業務につき、投信法で定められた事項(特定資産の運用（投信法第2条第1項）、投資信託財産として有する有価証券に係る議決権等の指図行使（投信法第10条）、運用報告書の交付等（投信法第14条）等）を契約期間に渡り実施することを当社の履行義務として識別します。 ② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点） 契約に定める一定の期間に渡り履行義務が充足されるものとして収益を認識します。 (2) その他営業収益 ① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容 SG29オスマンとの間で締結する事務サービスに関する契約に定める各種事務サービス業務を契約期間に渡り実施することを当社の履行義務として識別します。 ② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点） 一定の期間に渡り履行義務が充足されるものとして収益を認識します。
------------------	---

（会計上の見積りに関する注記）

・賞与引当金

(1) 当事業年度末の貸借対照表に計上した金額 12,942千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

貸借対照表における賞与引当金は、従業員に対する賞与の支払いに備えるため、前賞与確定貸与額に基づく額を算出しております。

②当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた仮定

当社が将来支給時点で例年と同水準の支払いが可能となる財政状態、経営成績を維持している仮定に基づき算定しております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

上記の仮定は将来の業績等の不確実性に影響を受けるため、賞与支給時点の財政状態または経営成績の変化により予定額の支給見込みが変化した場合、翌事業年度の財務諸表において賞与引当金及び人件費変動が生じる可能性があります。

（貸借対照表関係）

第 15 期 (2022年3月31日現在)	第 16 期 (2023年3月31日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。
器具備品 5,922千円	器具備品 6,613千円

（損益計算書関係）

第 15 期 (自2021年4月 1日 至2022年3月31日)	第 16 期 (自2022年4月 1日 至2023年3月31日)
※1 減価償却費は以下の通りであります。	※1 減価償却費は以下の通りであります。
有形固定資産 827千円	有形固定資産 691千円
無形固定資産 68千円	無形固定資産 368千円

(株主資本等変動計算書関係)

第 15 期会計期間
(自2021年4月 1日
至2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	9,960	-	-	9,960

2. 配当に関する事項

1) 配当金支払額

決議	株式の種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	36.3	3,644.58	2021年 3月31日	2021年 6月29日

- 2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度以降となるもの
該当ありません

第 16 期会計期間
(自2022年4月 1日
至2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	9,960	-	-	9,960

2. 配当に関する事項

1) 配当金支払額

該当ありません

2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度以降となるも

の

該当ありません

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、主に第2種金融商品取引、投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らし、必要な資金（主に親会社からの資本増資）を調達しております。トレーディング目的の取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

預金のすべてが要求払預金であります。一部の要求払預金は外貨建てであり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未収分であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは限定的であります。

営業債権である未収収益は海外の関連会社への円建て債権であり、そのすべてが1年以内に決済されます。

営業債務である未払手数料及びその他未払金はそのすべてが1年以内の支払期日であります。その他未払金の一部には海外の関連会社への外貨建て債務があり、為替の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

②市場リスクの管理

預金については、高い信用格付けを有する金融機関を中心に取引を行っております。

また、外貨建金銭債務については、同じ外貨建ての預金を保有することにより、リスクを低減しております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

現金及び預金は注記を省略しており、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料、その他未払金、未払費用については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(税効果会計関係)

第 15 期 (2022年3月31日現在)	第 16 期 (2023年3月31日現在)																										
1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 (単位：千円) <table> <tr> <td>賞与引当金</td><td>2,177</td></tr> <tr> <td>未払費用等</td><td>2,283</td></tr> <tr> <td>未払事業税否認</td><td>1,545</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>6,007</td></tr> </table>	賞与引当金	2,177	未払費用等	2,283	未払事業税否認	1,545	繰延税金資産合計	6,007	1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 (単位：千円) <table> <tr> <td>賞与引当金</td><td>2,624</td></tr> <tr> <td>未払費用等</td><td>2,319</td></tr> <tr> <td>未払事業税否認</td><td>1,437</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金(*1)</td><td>12,207</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td><td>18,589</td></tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金(*1)</td><td>△12,207</td></tr> <tr> <td>将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金</td><td>△6,381</td></tr> <tr> <td>評価性引当金計</td><td>△18,589</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>-</td></tr> </table>	賞与引当金	2,624	未払費用等	2,319	未払事業税否認	1,437	繰越欠損金(*1)	12,207	繰延税金資産計	18,589	税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金(*1)	△12,207	将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金	△6,381	評価性引当金計	△18,589	繰延税金資産合計	-
賞与引当金	2,177																										
未払費用等	2,283																										
未払事業税否認	1,545																										
繰延税金資産合計	6,007																										
賞与引当金	2,624																										
未払費用等	2,319																										
未払事業税否認	1,437																										
繰越欠損金(*1)	12,207																										
繰延税金資産計	18,589																										
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金(*1)	△12,207																										
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金	△6,381																										
評価性引当金計	△18,589																										
繰延税金資産合計	-																										
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別内訳 (%) <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>30.62</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>△65.42</td></tr> <tr> <td>住民税均等割等</td><td>△2.49</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>4.92</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>△32.36</td></tr> </table>	法定実効税率	30.62	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	△65.42	住民税均等割等	△2.49	その他	4.92	税効果会計適用後の法人税等の負担率	△32.36	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別内訳 (%) <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>30.62</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>△12.16</td></tr> <tr> <td>住民税均等割等</td><td>△0.50</td></tr> <tr> <td>評価性引当金</td><td>△32.11</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3.27</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>△10.88</td></tr> </table>	法定実効税率	30.62	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	△12.16	住民税均等割等	△0.50	評価性引当金	△32.11	その他	3.27	税効果会計適用後の法人税等の負担率	△10.88
法定実効税率	30.62																										
(調整)																											
交際費等永久に損金に算入されない項目	△65.42																										
住民税均等割等	△2.49																										
その他	4.92																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△32.36																										
法定実効税率	30.62																										
(調整)																											
交際費等永久に損金に算入されない項目	△12.16																										
住民税均等割等	△0.50																										
評価性引当金	△32.11																										
その他	3.27																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△10.88																										

(*1) 税務上の繰越欠損金の繰延期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠 損金(a)	-	-	-	-	-	12,207	12,207
評価性引当金	-	-	-	-	-	△12,207	△ 12,207
繰延税金資産 (b)	-	-	-	-	-	-	-

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を
乗じた額です。

(b)繰延税金資産は、回収可能性はないと判断したため、計上しておりません。

(セグメント情報)

第 15 期 (自2021年4月 1日 至2022年3月31日)	第 16 期 (自2022年4月 1日 至2023年3月31日)
当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。	同左

(セグメント関連情報)

第 15 期 (自2021年4月 1日 至2022年3月31日)		
1. 製品及びサービスごとの情報		
単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。		
2. 地域ごとの情報		
(1) 営業収益		
(単位：千円)		
日本	フランス（欧州）	合計
1,918	83,932	85,851
(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。		
なお、委託者報酬369,303千円については制度上、顧客情報を知りえないため含まれておりません。		
(2) 有形固定資産		
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。		
3. 主要な顧客ごとの情報		
(単位：千円)		
顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ・エス	60,499	資産運用業
S G 2 9 オスマン	23,432	資産運用業
(注) なお委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。		

第 16 期
(自2022年4月 1日
至2023年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	フランス（欧州）	合計
-	98,272	98,272

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

なお、委託者報酬315,568千円については制度上、顧客情報を知りえないため含まれておりません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
S G 2 9 オスマン	98,272	資産運用業

(注) なお委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

第 15 期 (自2021年4月 1日 至2022年3月31日)	第 16 期 (自2022年4月 1日 至2023年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

第 15 期 (自2021年4月 1日 至2022年3月31日)	第 16 期 (自2022年4月 1日 至2023年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

第 15 期 (自2021年4月 1日 至2022年3月31日)	第 16 期 (自2022年4月 1日 至2023年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(収益認識に関する情報)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

第 15 期
(自2021年4月 1日
至2022年3月31日)

顧客との契約から生じる収益を収益認識の時期別、及び収益の内容に分解した情報は以下の通りであります。

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
顧客との契約から生じる収益	369,303	1,918	83,932	455,154

第 16 期
(自2022年4月 1日
至2023年3月31日)

顧客との契約から生じる収益を収益認識の時期別、及び収益の内容に分解した情報は以下の通りであります。

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
顧客との契約から生じる収益	315,568	-	98,272	413,841

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、重要な会計方針 4 収益の認識基準に記載のとおりであります。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

第 15 期 （自2021年4月1日 至2022年3月31日）

(1) 親会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ソシエテ・ジェネラル	フランス パリ	1,046百万ユーロ	銀行業	被所有100%	なし	業務委託	業務委託費の支払い (注2)	1,167	未払金	2,516
親会社	ソシエテ・ジェネラル銀行 東京支店	東京都千代田区	2,013百万円	銀行業	なし	なし	業務委託	業務委託費の支払い (注2)	10,560	未払金	943

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	リクソーアセット・マネジメント・エス・エイ・エス	フランス パリ	112,774 千ユーロ	資産 運用 会社	なし	取締役 1名	外国投 信付随 業務	付随業務 サービス 料の受取 り (注1)	60,499	未収収益	-
親会社の子会社	S G 2 9 オ スマン	フランス パリ	2.0百万 ユーロ	資産 運用 会社	なし	取締役 1名	外国投 信付随 業務	付随業務 サービス 料の受取 り (注1)	23,432	未収収益	23,432
親会社の子会社	ソシエ テ・ジェネ ラル 証券株式 会社	東京 都 千 代田区	357億 6,500 万円	証券 業	なし	取締役 2名	外国投 信付随 業務 及び 業務委 託	出向者給 与の支払 い (注3)	133,326	未払金	-
								業務委託 費の支払 い (注2)	38,900	未払金	9,006

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 本年度3月末時点ではリクソーアセット・マネジメント・エス・エイ・エスは事業売却のため、関連当事者ではありません。上記の記載は関連会社であった12月末までの取引金額です。

3. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 付随業務サービス料の受取りについては、当社との間で締結された業務サービス契約に記載された条件で計算されています。

(注2) 業務委託費の支払いについては、当社との間で締結された業務委託契約に基づいて支払われています。

(注3) 出向者給与の支払いについては、出向契約書に基づいて出向者に係る人件費相当額が支払われています。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ソシエテ・ジェネラル（ユーロネクスト（パリ）に上場）

1. 関連当事者との取引

第 16 期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

(1) 親会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ソシエテ・ジェネラル	フランス パリ	1,010百万ユーロ	銀行業	被所有100%	なし	業務委託	業務委託費の支払い (注2)	4,197	未払金	4,909
親会社	ソシエテ・ジェネラル銀行 東京支店	東京都千代田区	2,013百万円	銀行業	なし	取締役 1名	業務委託	業務委託費の支払い (注2)	11,965	未払金	4,301

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	SG29オスマン	フランス パリ	2.0百万ユーロ	資産運用会社	なし	取締役 1名	外国投信付随業務	付随業務サービスの受取り (注1)	98,272	未収収益	23,349
親会社の子会社	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社	東京都千代田区	357億6,500万円	証券業	なし	取締役 1名 監査役 1名	外国投信付随業務及び業務委託	出向者給与の支払い (注3)	141,956	未払金	66,950
								業務委託費の支払い (注2)	30,814	未払金	7,267

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）付随業務サービスの受取りについては、当社との間で締結された業務サービス契約に記載された条件で計算されています。

- (注2) 業務委託費の支払いについては、当社との間で締結された業務委託契約に基づいて支払われています。
- (注3) 出向者給与の支払いについては、出向契約書に基づいて出向者に係る人件費相当額が支払われています。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ソシエテ・ジェネラル（ユーロネクスト（パリ）に上場）

(一株当たり情報)

第 15 期 (自2021年4月 1日 至2022年3月31日)	第 16 期 (自2022年4月 1日 至2023年3月31日)																				
一株当たり純資産額 70,400円09銭 一株当たり当期純損失金額 △1,533円83銭 なお、潜在株式調整後一株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 注) 一株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。	一株当たり純資産額 63,955円64銭 一株当たり当期純損失金額 △6,444円45銭 なお、潜在株式調整後一株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 注) 一株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。																				
<table><tr><th colspan="2">第 15 期 (自2021年4月 1日 至2022年3月31日)</th></tr><tr><td>当期純損失金額 (千円)</td><td>△15,276</td></tr><tr><td>普通株式に係る当期純損失金額 (千円)</td><td>△15,276</td></tr><tr><td>普通株主に帰属しない金額 (千円)</td><td>-</td></tr><tr><td>普通株式の期中平均株式数 (株)</td><td>9,960</td></tr></table>	第 15 期 (自2021年4月 1日 至2022年3月31日)		当期純損失金額 (千円)	△15,276	普通株式に係る当期純損失金額 (千円)	△15,276	普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	普通株式の期中平均株式数 (株)	9,960	<table><tr><th colspan="2">第 16 期 (自2022年4月 1日 至2023年3月31日)</th></tr><tr><td>当期純損失金額 (千円)</td><td>△64,186</td></tr><tr><td>普通株式に係る当期純損失金額 (千円)</td><td>△64,186</td></tr><tr><td>普通株主に帰属しない金額 (千円)</td><td>-</td></tr><tr><td>普通株式の期中平均株式数 (株)</td><td>9,960</td></tr></table>	第 16 期 (自2022年4月 1日 至2023年3月31日)		当期純損失金額 (千円)	△64,186	普通株式に係る当期純損失金額 (千円)	△64,186	普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	普通株式の期中平均株式数 (株)	9,960
第 15 期 (自2021年4月 1日 至2022年3月31日)																					
当期純損失金額 (千円)	△15,276																				
普通株式に係る当期純損失金額 (千円)	△15,276																				
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-																				
普通株式の期中平均株式数 (株)	9,960																				
第 16 期 (自2022年4月 1日 至2023年3月31日)																					
当期純損失金額 (千円)	△64,186																				
普通株式に係る当期純損失金額 (千円)	△64,186																				
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-																				
普通株式の期中平均株式数 (株)	9,960																				

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更等

該当事項はありません。委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件、その他委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円 (2023年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(参考) 再信託受託会社の概況

- ① 名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ② 資本金の額：10,000百万円（2023年3月末現在）
- ③ 事業の内容
銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
楽天証券株式会社	19,495百万円 (2023年3月末現在)	金融商品取引法に基づき、金融商品取引業を営んでいます。
クレディ・スイス証券株式会社	781億円 (2023年8月末現在)	金融商品取引法に基づき、金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323百万円 (2023年3月末現在)	金融商品取引法に基づき、金融商品取引業を営んでいます。
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円 (2023年6月末現在)	金融商品取引法に基づき、金融商品取引業を営んでいます。
Jトラストグローバル証券株式会社	3,000百万円 (2022年12月末現在)	金融商品取引法に基づき、金融商品取引業を営んでいます。
auカブコム証券株式会社	7,196百万円 (2023年6月末現在)	金融商品取引法に基づき、金融商品取引業を営んでいます。
ソシエテ・ジェネラル証券株式会社	35,765百万円 (2023年6月末現在)	金融商品取引法に基づき、金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】**(1) 受託会社**

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、投資信託契約の一部解約の請求の受付、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】**(1) 受託会社**

該当事項はありません。

(2) 販売会社

委託会社と販売会社であるソシエテ・ジェネラル証券株式会社は、ソシエテ・ジェネラルの子会社です。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

2023年 6月14日	有価証券届出書の訂正届出書
2023年 6月14日	有価証券報告書の訂正報告書（第19期）
2023年 6月14日	有価証券報告書の訂正報告書（第18期）
2023年 5月29日	臨時報告書
2023年 5月19日	有価証券届出書の訂正届出書
2023年 5月19日	有価証券報告書
2023年 2月27日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2023年6月13日

ソシエテ・ジェネラル・オスマン・
マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齋藤大樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテ・ジェネラル・オスマン・マネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテ・ジェネラル・オスマン・マネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年10月25日

ソシエテ・ジェネラル・オスマン・マネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国エネルギー・ハイインカム・ファンドの2023年2月21日から2023年8月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国エネルギー・ハイインカム・ファンドの2023年8月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ソシエテ・ジェネラル・オスマン・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ソシエテ・ジェネラル・オスマン・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。